

特定工場新設届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

令和 年 月 日

四国中央市長 大西 賢治 殿

届 出 者

〔氏名又は名称
及び住所並びに
代表者氏名〕

(担当者)

電 話

工場立地法第6条第1項の規定により、特定工場の新設について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置場所	〒	
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）		
3	特定工場の敷地面積		m ²
4	特定工場の建築面積		m ²
5	特定工場における生産施設の面積		別紙1のとおり
6	特定工場における緑地と及び環境施設の面積及び配置		別紙2のとおり
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置		別紙3のとおり
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用		別紙4のとおり
9	特定工場の新設のための工事の開始の予定日	造成工事等	令和 年 月 日
		施設の設置工事	令和 年 月 日
※	受理番号	※ 備 考	
※	受理年月日		
※	審査結果		

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設は、それ以外の緑地と区別して記載すること。
 - 法6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。）に記載すること。7欄及び8欄の該当事項がない場合は「該当事項なし」と記載すること。
 - 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
 - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。